

## 令和7年度 宮崎大学入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和7年12月15日（月曜日） 宮崎大学事務局3階会議室	
委 員	委員長 中澤 隆雄 委員 福山 裕茂 委員 町元 真也	
審議対象期間	令和6年11月1日～令和7年10月31日	
抽出案件（合計）	3 件	<p>（備考）宮崎大学入札監視委員会細則第5条に基づき、互選により中澤委員が委員長に選出された。</p> <p>今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。</p>
建設工事（小計）	3 件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0 件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	2 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
設計・コンサルティング業務（小計）	0 件	
標準型プロポーザル方式	0 件	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	意見・質問	別紙のとおり
	回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別紙

質問	回答
<p>1. 令和6年11月～令和7年10月の入札・ 契約結果について (事務局から説明) 委員からの意見なし</p>	
<p>2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に おける抽出案件の審議 (事務局から説明) 委員からの意見なし</p> <p>(1) 一般競争入札 【宮崎大学（木花）井水ろ過装置災害復旧工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加を見込んだ業者数について、どのようにして3者と見込んだのか。</li> <li>・今回の入札は、実績評価型となっており、参加資格で類似の施工実績を有することを参加条件としているが、施工実績を優先する技術的な基準等があるのか。</li> <li>・施工実績を条件としない場合、入札参加業者数は増えると思われるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧工事で年度後半12月の発注となり、宮崎県や宮崎市の入札状況等から、技術者の確保等が厳しい状況であると考え、3者程度と見込んでいた。</li> <li>・学内規定で予定価格が一千万円以上の工事については、総合評価落札方式で実施することとしており、その中で一般的な工事で創意工夫の見込めないものについては、企業力、配置技術者、施工実績等を評価する実績評価型とする等の基準が定められている。</li> <li>・実績評価型ではない場合、価格のみでの競争となり競争率は上がる可能性はあるが、工事業者の技術力についてリスクが生じる可能性がある。</li> </ul>

<p>(2) 一般競争入札</p> <p>【宮崎大学（清武他）総合教育研究棟等屋根防水その他改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事後的な改善策として、見積査定率の設定を検討するとは、今後の見直しにより単価が下がることもあるということか。</li> <li>また、材料の質や、適切な人員が確保されるかについては大丈夫なのか。</li> <li>抽出事業説明資料の「国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第26条第1項」、「国立大学法人宮崎大学工事請負契約事務取扱細則第11条第1項」とあるが、それぞれどういった規程内容であるか。</li> <li>調査基準価格を下回った金額で応札した場合、ただちに不調とはならず、保留して調査の結果、条件を満たしていれば落札となるということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積の査定率については、過去の契約実績等から設定しているものである。工事内容によっては、参加業者の事情等により、安価な入札となる場合もある。</li> <li>材料の品質や適正な施工については、低入札価格調査での聞き取りや、現場監理を通じて確保する。</li> </ul> <p>「国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第26条第1項」は、（最低価格の入札者の調査）について定めたもので、「契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、別に定める基準に該当することとなったときは、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。」としている。今回の別に定める基準とは最低基準価格を指す。</p> <p>「国立大学法人宮崎大学工事請負契約事務取扱細則第11条第1項」は、契約担当役は、予定価格が2千万円を超える工事についての請負契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。」としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そうである。一旦保留としヒアリング調査を実施して、完成が見込めるかを確認した上で契約を行うこととしている。</li> <li>内容としては、なぜその価格で設定できたのかということと、手持ち工事の内容、経営状況等を確認して総合的に判断する。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格はどのように決められているのか。</li> <li>・調査中に誤った金額で入札してしまい辞退という場合はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内規定で予定価格が2千万円以上の工事について、予定価格から一定割合で係数を乗じて設定している。</li> <li>・入札妨害行為となり、指名停止の措置を行う。</li> </ul>
<p><b>(3) 隨意契約</b></p> <p><b>【宮崎大学（木花）基幹整備（高圧ケーブル更新）工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出事業説明資料の「国立大学法人宮崎大学会計規則第36条第3項」とあるが、どういった規程の内容であるか。</li> <li>・絶縁破壊の直後に部分的な仮復旧をされているがその段階から随意契約を締結した業者が対応をしているのか。</li> <li>・原因としてはケーブルの老朽化か？</li> <li>・今回の契約では更新前よりも質のよいケーブルに更新ができたのか。</li> </ul>	<p>「国立大学法人宮崎大学会計規則第36条」は、契約の方法についての条項で、第3項は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付する事が不利と認められる場合においては、随意契約による者とする、という規程である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約を締結した業者が仮復旧工事を実施している。理由としては、緊急時の対応が可能であったこと、大学の電力供給インフラ工事に関する経験があり、精通していることが挙げられる。そのため、仮復旧工事を依頼した。</li> <li>・今回絶縁破壊が発生した高圧ケーブルについては、通常であれば15年から20年後の更新を計画するものではあるが、設置から約10年で突然電力供給が不可能となる事態が起きた。事前に文部科学省から、更新推奨時期に達していない高圧ケーブルにおける絶縁破壊に関する情報提供も受けていたため、速やかに更新を行うこととした。</li> <li>・更新前より絶縁破壊の発生しにくいケーブルを使用した。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・在庫があったということだが、製造されてからの年数に問題はなかったのか。</li> <li>・今後15年程度は持つと言うことか。</li> <li>・高圧ケーブルの事故時の保護はどのようになっているのか。</li> <li>・高圧ケーブルは定期的に目視点検は可能なのか。</li> <li>・随意契約によることとした理由にある水トリー現象とはなにか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題ないと考えている。通常は発注から納品まで約8ヶ月程度の期間を要するので大手電気工事業者等、可能な限り問い合わせした結果、当該業者にしか在庫がなく、比較的新しい材料であったため、その材料で施工を行った。</li> <li>・そのように考えている。</li> <li>・定期的な対策として年に一回絶縁抵抗のチェック等を行っている。今回の事案では送電元の保護リレーが作動して切り離しを行い、停電となつた。</li> <li>・目視による点検を年一回実施している。</li> <li>・(水トリー現象について概略を説明した。)</li> </ul>
以上	以上